

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 足田 英司  
税理士 中 富 強  
税理士 藤本 正行  
税理士 風間 慎一



## 3月の税務・労務

- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告 3月中の
- 4, 7, 10月決算法人の消費税 決算応答日  
中間申告(年税額400万円超)
- 源泉所得税、特別徴収税額 3月11日(月)
- 2月分納期限
- 平成30年分所得税、個人住 3月15日(金)  
民税、個人事業税の確定申  
告・納期限
- 財産債務調書、国外財産調 3月15日(金)  
書の提出期限
- 個人消費税の申告期限 4月1日(月)
- 社会保険料・子ども子育て 4月1日(月)  
拠出金(2月分)納付期限

## 3月の行事・業務案内

- 3(日) ひなまつり 耳の日
- 6(水) 啓蟄
- 7(木) 消防記念日
- 8(金) 国際女性デー
- 14(木) ホワイトデー
- 18(月) 彼岸入り
- 21(木) 春分の日
- 23(土) 世界気象デー
- 24(日) 彼岸明け



### 今号の紙面

- 消費税の増税対策 ○電子申告で書類保管義務
- 節税保険売り止め ○教育資金一括贈与の非課税制度
- 改正 ○働き方改革法実施 ○ハッピーセットは軽減
- 税率? ○消費税は増税する? 署名ご協力御礼
- Q&A 亡父の未収年金は相続財産?

**3月20日事務所研修のため休業いたします  
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします**

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル3階  
072 (805) 5252 FAX072 (805) 5253 info@kskj.jp  
チャットワークID: hikita http://kskj.jp

【対応業務】  
税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務  
経理・給与・経営コンサルタント

## 消費税増税対策が必要なら 増税なんてやめればいいのに

消費税の増税対策・・・事業者の負担も増えそうじゃない・・・?

消費税の増税を前に、増税が及ぼす経済への影響に対応する予算を今国会で審議している。

税制上の措置では①住宅ローン控除の対象期間を10年から3年延長し、その3年間で建物の購入価額の2%を減税する拡充策、②消費税引き上げ後に購入した車の自動車税を、年間1000円から4500円減税する自動車税の引き下げが検討されている。

いずれも高額資産を購入すれば受けられる制度であり、庶民にはあまり影響はないかもしれない。

景気対策では、次頁にあるような総額1兆円を越える対策が検討されている。

事業者の気になるのはポイント制度の導入。いずれも消費税引き上げ後9ヶ月間に限定した制度。

- ① キャッシュレス決済で支払った場合、5% (フランチ ヤイズチェーン店は2%) を消費者に還元。
- ② 決済業者の手数料は3・25%以下にする。
- ③ 決済端末の導入資金の3分の2を国が補助。
- ④ 決済手数料の3分の1を国が補助。

他にも消費税増税に伴う対応が求められることも多いので注意が必要。しかし、統計擬装で消費税増税の根拠を失っていることから、本当に増税に踏み切るのか懸念が広がっている。

	申告受付開始	申告・納期限	振替納税日
贈与税	2月1日(金)	3月15日(金)	
所得税	2月18日(月)	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税	1月4日(金)	4月1日(月)	4月24日(水)

### (提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
(損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他  
(ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計  
(不動産) スマイシア不動産販売



すまい給付金	住宅を購入する場合、年収775万円以下を対象に、給付額を最大50万円に引上げ（2019年10月1日～2021年12月31日）
次世代住宅ポイント制度	一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する新築・リフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントを発行（2019年10月1日～2020年3月31日）
中小小売業者等に関する消費者へのポイント還元	2019年10月から2020年6月までの9か月間に限定し、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（又は2%）を消費者にポイント還元
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	低所得者（生活保護受給者除く）及び0～2歳児の子育て世帯に対し、2019年10月から半年間使用できるプレミアム付商品券を発行・販売。最大2万円の支払で2万5千円分の商品券
マイナンバーカードを活用した消費活性化の準備経費	上記「ポイント還元」終了後、期限を区切って自治体ポイントに国の負担でプレミアムを付与
商店街活性化	新たな需要の取り込みに向けた商店街におけるWi-Fi設備や地域資源を活用した取組等に対して支援
防災・減災、国土強靱化	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、2018年度から3年間で集中的に実施

## 電子申告で便利に、でも書類保管義務が増えます

今年スマホ申告や電子申告すれば申告書に添付すべき書類を画像添付などで提出省略することができると、電子申告の特典が飛躍的に拡充しました。

しかし、一方で添付省略した書類は納税者に法定申告期限から5年間の保管義務が発生することはあまり知られていません。

医療費の領収書など、申告が終わればいらなと思うかもしれませんが、5年の間に役所から「確認したい」と言われれば断ることもできません。

### 節税対策生命保険はもう入れない？ 今なら…

過度な節税効果を狙った保険商品の販売中止が続いています。

国税庁の意向を受けて金融庁が指導し、近々通達改正を行う予定です。

企業の契約で、高額な経営者死亡保険金や解約返戻金、全額損金など税制上の優遇を受ける仕組みで販売を開始したものの、あまりに大きな節税効果

医療費控除に関しては、来年から領収書の提出は受け付けられなくなり、医療費通知書や自分で明細書を作成することになります。

当事務所は、保管すべき書類は、保存年限を明記してお返しする方針としています。

なお、例外的に、ご自分での保管に不安がおありの場合は有料で5年間お預かりしますので担当者までご相談ください。

が目立つため、急遽対応が変わったものが。通達改正により、まだまだ見直しが行われるようなので、発表までは既存の保険契約は有効。保険会社によっては売り止め時期をきめていることから、有利な保険加入をご検討の場合は3月中に担当者までご相談ください。

## 教育資金の一括贈与非課税制度が改正予定

現行制度は今年（2019年3月）で期限を迎えるため、制度改正した上で期限延長が予定されています。

○ 所得制限の導入（受贈者は前年所得1000万円以下）

○ 年齢による利用制限（習いものやスポーツなどは23歳未満まで）

○ 適用年齢の条件付延長（現行30歳まで、改正案・30歳の時点で在学中の場合は卒業までか40歳までの早い日）

なお、贈与者が死亡した場合の相続税への持ち戻し（相続開始前3年以内贈与の相続財産への加算）については、現行、持ち戻しはされないが、改正後は次の3点以外は持ち戻しの対象となります。完全に持ち戻ししたくない場合は、今月中に贈与してください。

- ① 受贈者が23歳未満
- ② 受贈者が学校等に在学中
- ③ 受贈者が教育訓練給付金の支給対象の教育訓練を受けている場合

改正されれば、今年の4月1日以降の贈与で、7月1日以降に支出される教育費に適用される予定です。

教育資金の使途（上限1500万円）			支払時点の受贈者年齢	
			23歳未満	23歳以上
学校等に支払われる金銭			○	○
学校等以外に支払われる金銭（上限500万円）	①教育に関する役務提供の対価（塾など）	教育訓練の受講費	○	○
	②スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価（習い事など）	上記以外のもの	○	× 2019改正
	③上記①②に係る物品の購入及び施設利用料			
	上記以外（定期代、留学渡航費）		○	○

### 結婚子育て資金の一括贈与非課税制度

受贈者	20歳以上50歳未満の子や孫 （新設）贈与を受ける前年の所得1000万円以下
贈与者	受贈者の直系尊属
非課税限度	1000万円（結婚関連は300万円）
適用期限	2021年3月31日まで

教育資金に加えて、結婚子育て資金の一括贈与非課税制度も同様に所得制限を設けて延長されます。いずれも、銀行等で贈与資金を信託手続きする必要があります。利用する場合は資金使途を明らかにする書類を金融機関に提出する必要があります。



## 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行

① **時間外労働の上限規制** **施行** 2019年4月1日～（中小企業は2020年4月1日）

時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則とし、臨時的・特別な事情がある場合でも年720時間、月100時間未満（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

② **年次有給休暇の取得義務化** **施行** 2019年4月1日～

使用者は10日以上有給休暇を付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

③ **不合理な待遇差の禁止** **施行** 2020年4月1日～（中小企業は2021年4月1日）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与など個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されています。

## 軽減税率Q&amp;A

## マクドのハッピーセットの消費税は8%? 10%?

食品は軽減税率、他は標準税率。では食品と食品以外が一体となった商品はどっち?

この基準は、全体の税抜き価格が1万円以下で、商品価格のうち食品の占める割合は3分の2以上の場合、全体を軽減税率の対象としてもよいことになっています。

問題は「一体となった商品」の定義。

食品以外の商品と食品と組み合わせた商品に限られます。ハッピーセットは、おもちゃを選択できる商品構成なので一体の商品でないという考えです。

なお、軽減税率

が適用できるのは持ち帰りの場合だけに限りま



## 軽減税率は本当に導入できるのだろうか

低所得者対策とされる軽減税率の対象は外食、ケータリング、酒以外の食品と週2回以上配達の定期購読契約している新聞だけ。

しかし、すべての外食がぜいたく? コンビニのイートインコーナーはぜいたくな外食? しかし、国税庁は外食にあたりと判断。標準税率が適用され、判断が難しくなるからと、イートインコーナーの撤退を検討しているコンビニやスーパーもでてくるほど。

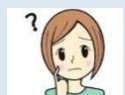
その一方で、高級食材は軽減税率。これが低所得層への対策というのだから制度のいいかげんさにあきれれる。

システム面でも、レジ、会計、受発注、在庫など新たに開発や導入が必要。事業者の負担が大きい上に、ポイント制まで導入するとさらに負担が増える。

私たちは制度の意義への疑問とともに、事業者の負担の大きさからも反対しています。

Q&A  
コーナー

## 死亡後に相続人が受け取る年金の税金は?



父が死亡して公的年金手続きをしたところ、未払の年金があったと連絡がありました。これは相続財産ですか?

## 相続財産ではなく、一時所得に該当します

お父様がお亡くなりになって、お父様がもらうべき年金の未払いの分をもらうのですから、相続財産と思います。

しかし、年金に関する法律の定めでは、相続による手続ではなく、死亡した時点で死亡した人と生計を同じくする配偶者(内縁の配偶者も含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、またはこれら以外の三親等内の親族が、「自己の名」で未支給年金の請求をすることができます。

この場合に受け取る未収年金は受け取った方の一時所得になります。

例えば、亡くなった方に子ども(相続人)と内縁の妻(相続人以外)がいる場合、未収年金の受け取る権利は内縁の妻のほうが優先権はあるとされています。

同じような問題は退職金にもあります。退職金の支払先が予め特定されている場合は、そのために従いますが、受取人の指定がない場合で、内縁の妻がある場合は、労働基準法の定めにより内縁の妻に受取の優先権があります。この場合、相続税の課税対象になり相続人であれば一人500万円の非課税枠が使えますが、法定相続人ではないので非課税枠は使えません。

